（上席空港検疫看護管理官の職務）

第百十三条の五　上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第百十一条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務であって、看護に関することを行う。

（経理部の所掌事務）

第四百七十五条の十一　経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　会計、物品及び営繕に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

三　国立ハンセン病療養所の営繕に関する管理及び調整並びに必要な助言その他の支援に関すること。

（経理部に置く課）

第四百七十五条の十二　経理部に、会計第一課、会計第二課及び施設管理課を置く。

（会計第二課の所掌事務）

第四百七十五条の十四　会計第二課は、第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務のうち、会計及び物品に関することをつかさどる。

（施設管理課の所掌事務）

第四百七十五条の十五　施設管理課は、第四百七十五条の十一第二号（営繕に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

第四百七十五条の十六～第四百七十五条の十九　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

総務部

疫学・統計研究部

公衆衛生政策研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

健康危機管理研究部

（削る）

（疫学・統計研究部の所掌事務）

第五百四十五条　疫学・統計研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する疫学・統計を用いた科学的評価及び疫学・統計の高度利用に係るものをつかさどる。

（公衆衛生政策研究部の所掌事務）

第五百四十六条　公衆衛生政策研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する政策の社会への実装の推進及び社会全体への影響の評価に係るもの（保健医療情報政策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（経理部の所掌事務）

第四百七十五条の十一　経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　会計、物品及び営繕に関すること。

（新設）

（経理部に置く課）

第四百七十五条の十二　経理部に、会計第一課及び会計第二課を置く。

（会計第二課の所掌事務）

第四百七十五条の十四　会計第二課は、第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

第四百七十五条の十五～第四百七十五条の十八　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部並びに研究情報支援研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

総務部

政策技術評価研究部

（新設）

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

健康危機管理研究部

国際協力研究部

（政策技術評価研究部の所掌事務）

第五百四十五条　政策技術評価研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する政策及び技術に対する科学的評価、研究の動向の分析並びに統計の高度利用に係るものをつかさどる。

（新設）